

予算審査特別委員会（当初予算関連審査）の運営について

1 審査時間について

- (1) 審査時間は、午前10時から午後5時までを原則とする。  
ただし、10人分科会については主査を除く委員の再質問の時間を確保するため、主査の判断により閉会時間を延長することができる。
- (2) 開会に当たっては、5分前に放送し定刻に開会する。

2 分科会の運営について

- (1) 分科会の招集は主査が行う。ただし、主査に事故あるとき、又は欠けたときは、副主査がこれを行う。
- (2) 分科会の審査項目は、「当初予算分科会別審査項目一覧表」のとおりとする。
- (3) 議題に対する説明は省略し、順次質疑を行う。
- (4) 最初、主査を除く委員が1人20分（答弁を含む）を限度として質疑を行う。  
再質問は、改めて質問希望者を募り、再度1人20分を限度として質疑を行う。
- (5) さらに、会議終了時間までの残り時間は、質問希望者で割り振る。
- (6) 再々質問以降の質疑については、規制しないが、委員は他の委員の質問時間を考慮して、常識の範囲内（20分以内）に納める。
- (7) 分科会では、表決は行わない。
- (8) 分科会の傍聴については、定員を委員会条例第16条による30名までとする。

3 総括質問の運営について

- (1) 質問通告は分科会最終日（3月11日）午後5時までに、委員長あてにその要旨を文書で行う。
- (2) 分科会の発言順序に従って、その質問事項をまとめた表（速報）を作成し配付する。
- (3) 各会派・無所属議員の持ち時間（質疑・答弁）及び順序は次のとおりとする。

① 自 民 党	5時間18分
② 公 明 党	3時間30分
③ 共 産 党	3時間12分
④ 民主クラブ	1時間42分
⑤ 市 民	54分
⑥ 無所属の会	36分
⑦ 無所属議員（2名）	各20分

なお、持ち時間を超えた場合には、質疑・答弁の途中であっても終了する。

(4) 審査日程は、次のとおりとする。

3月17日	自民党総括質問
3月18日	公明党総括質問 共産党総括質問（2時間）
3月23日	共産党総括質問（1時間12分） 民主クラブ総括質問 市民総括質問 無所属の会総括質問 無所属議員（2名）総括質問 表 決

委員会の閉会時間の短縮・延長については、質問会派の意向を尊重して、委員長が弾力的に運営する。

#### 4 資料要求について

- (1) 分科会において要求のあった資料は、当該分科会の全委員及び当該分科会に所属しない会派・無所属議員に1部配付する。
- (2) 総括質問において要求のあった資料は、当該委員及び各会派・無所属議員に1部配付する。

予算審査特別委員会（補正予算関連審査）の運営について

1 分科会の運営について

- (1) 分科会は、常任委員会と同日に開会する。
- (2) 分科会は、原則として常任委員会の議案審査終了後に開会する。
- (3) 分科会の審査項目は、「補正予算分科会別審査項目一覧表」のとおりとする。
- (4) 議題に対する説明は省略し、順次質疑を行う。
- (5) 分科会では、表決は行わない。
- (6) 分科会の傍聴については、定員を委員会条例第16条による30名までとする。

2 総括質問の運営について

- (1) 審査時間は、午前10時から午後5時までを原則とする。
- (2) 質問通告は分科会最終日（2月19日）午後5時までに、委員長あてにその要旨を文書で行う。
- (3) 各会派・無所属議員の持ち時間（質疑・答弁）及び順序は次のとおりとする。

① 自 民 党	1時間46分
② 公 明 党	1時間10分
③ 共 産 党	1時間 4分
④ 民主クラブ	34分
⑤ 市 民	18分
⑥ 無 所 属 の 会	12分
⑦ 無 所 属 議 員（2名）	各 6分

なお、持ち時間を超えた場合には、質疑・答弁の途中でであっても終了する。

- (4) 総括質問終了後、表決を行う。

3 資料要求について

- (1) 分科会において要求のあった資料は、当該分科会の全委員及び当該分科会に所属しない会派・無所属議員に1部配付する。
- (2) 総括質問において要求のあった資料は、当該委員及び各会派・無所属議員に1部配付する。